

多古町住宅リフォーム補助金のご案内

多古町では、町民の居住環境の向上及び定住促進、町内経済の活性化を図るため、町内施工業者を利用して、住宅の増改築、修繕、模様替え等のリフォームを行う方に対して補助を行います。

**工事費20万円（税抜き）以上の
リフォーム工事に対し、
工事費の10%・最大10万円
を補助します。 ※1,000円未満切り捨て**

補助を受けるための要件

【補助対象者】

- ①住宅の所有者であること
- ②多古町に住民登録があること
- ③リフォームを行う住宅に定住していること
- ④町税に滞納がないこと

【補助対象住宅】

- ①住宅（主として居住用の建物であるもの）
- ②併用住宅（自己の居住用部分のみ適用）
- ②賃貸目的でないもの
- ③多古町固定資産課税台帳に登録されているもの

【補助対象工事】

- ①税抜き工事費が20万円以上であること
- ②町内業者が施工するもの
- ③設備の設置、交換のみでないこと
- ④申請前に工事契約していないもの
- ⑤年度内に完成する見込みであるもの
- ⑥同工事に他の補助金を受けていないこと

※補助は1住宅につき1回限りです

申込方法

多古町が定める申請書に必要事項を記載して、以下の書類を添付して提出してください。

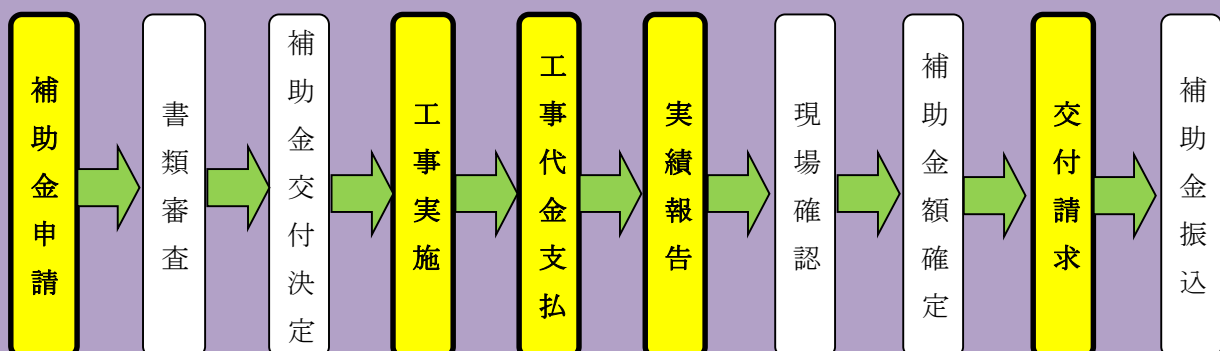
- ①住民票の写し
- ②町税等の納税証明書
- ③住宅の所有者であることがわかる書類
- ④リフォーム工事前の写真
- ⑤リフォーム工事の見積書
- ⑥リフォーム工事の図面
- ⑦誓約書（定住に関するもの）
- ⑧その他必要と認める書類

※①②③は町の保有する公簿で確認可能な場合で調査に同意頂ければ省略可能です。



※補助金は予算が無くなり次第、受付終了となりますのでご了承ください。

手続きの流れ



※工事内容を変更するときや、工事を中止する際には事前に変更申請が必要です。

※下記の工事は一例です。詳しくは、多古町都市計画課（Tel 76-5408）にお問い合わせください。

※**介護保険制度の住宅改修や多古町住宅改修費給付事業（保健福祉課所管）・多古町合併処理浄化槽設置整備事業（生活環境課所管）・多古町木造住宅耐震改修補助事業（都市計画課所管）など、他の制度を利用した工事箇所は、重複扱いとなり対象工事から除外されます。住宅改修に関する他の補助や助成制度などと併用する場合は、事前にご相談ください。**

内 容	可否	備 考
屋根の葺き替え・塗装・防水工事・雨どい工事、外壁の張替・塗装・防水工事など	○	
外壁、屋根、天井の断熱化工事	○	
耐震補強・改修工事	○	多古町木造住宅耐震改修補助事業以外の耐震工事
部屋の新設・間仕切りの変更	○	
壁紙や床の張替等の内装工事	○	
室内の建具等（戸・障子・襖（ふすま）等）の交換	○	
窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	○	
バリアフリー改修 （手すりの取付け、段差解消、滑り止め等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への取替え）	○	
台所、風呂、トイレ等の改修工事	○	
畳の張替え	○	
住宅に付随する バルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	○	
門扉・ブロック壁等の外構工事	×	住宅ではないため対象外
車庫・物置・倉庫の設置及びの増改築	×	住宅ではないため対象外
住宅用太陽光発電システムの設置	×	多古町住宅用太陽光発電システム設置補助事業（生活環境課）をご利用ください。
給湯器・温水器、IHクッキングヒーター、冷暖房機、ウォシュレット等機器類の設置又は交換工事のみ	×	購入が主であるため対象外 ただし、増改築や修繕を伴えば可
家庭用電化製品の設置・取付工事	×	購入が主であるため対象外
電話やインターネットの配線工事	×	購入が主であるため対象外
室内カーテン取替（カーテンレールの取付含む）	×	購入が主であるため対象外
防犯用ライト取付工事	×	購入が主であるため対象外 ただし、増改築や修繕を伴い、住宅に付随していれば可
シロアリ駆除	×	
住宅の解体工事のみ（全部・一部）	×	増改築や修繕を伴えば可
浄化槽の新設及び取替	×	多古町合併処理浄化槽設置整備事業（生活環境課）をご利用ください。
農業集落排水事業への接続工事	×	
土地の購入及び造成に係る費用	×	
公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	×	
広告、看板等の設置に係る費用	×	
工具、工事用機械等の購入に係る費用	×	
施工業者以外から購入した材料・機器類の購入費用等	×	

※助成の対象となる工事でも、他の助成制度を利用した工事箇所は対象工事から除外されます。